

内閣提出の「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」に対する意見－慎重審議の要望（陳情）

平成27年9月15日

参議院議長山崎正昭 殿

裁判官経験者 守屋克彦・鈴木経夫・北澤貞男ほか72名

代表 〒989-3204 仙台市青葉区南吉成5-11-9

守屋克彦

〒176-0022 東京都練馬区向山3-5-8

鈴木経夫

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-17-17

北澤貞男

私たちは、いずれも、日本国憲法下で裁判官に任命され、裁判官として職務を行った経験を有する者です。

現在、参議院で、内閣提出の「国際平和協力法案」と自衛隊法など既存の10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」が審議中です。

今日、この法案をめぐって、国論は二分され、憲法研究者の圧倒的多数は法案の違憲を主張し、内閣法制局長官や最高裁判所長官の地位にあった人までが、違憲の趣旨を鮮明に述べています。また、国民の間でも、老若男女を問わず、思想信条の相違や政党・労組の区別なく、多数が参加する集会が連日、随所で開かれ、安全保障関連法案の廃案を主張しております。このように、国民の多数が、自らの意見を国政に反映させたいという運動は、かつてこの国の歴史でも極めて稀なものと言えます。

それほどに、今回の法案は、私たちが愛しているこの国の威厳と信望、国民が支えとする価値に対する信頼を傷つけようとするものです。

わが国がポツダム宣言を受諾して70年、日本国憲法を公布して69年が経過しました。廃墟の中から奇跡の回復をなし遂げるについての精神的な支柱は、日本国憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原理でありました。特に平和主義は、第二次世界大戦の反省から、国際協調主義に立ち、第9条において、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否定まで規定したことは、まさしく世界の範となるに値するものがありました。

人類が、いまだ戦争という流血の惨事を乗り越えられないこの時代にあって、日本国憲

法が示した戦争放棄の理想は世界を導く灯台の光にもたとえられるものであり、これをわが国に定着させることが、国民的な願いでもありました。

私たちも裁判官として憲法第99条により課せられた『憲法を尊重し擁護する義務』を自覚し、憲法が予定している司法の使命を果すべく、その職権の行使に務めてきました。

しかし、昨年7月1日の「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定、本年4月27日の日米両政府合意の「新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」を経て、本年5月14日に内閣から「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」が国会に提出されました。

この閣議決定は集団的自衛権の行使に道を開いたものであり、二つの法案は集団的自衛権行使の要件と手続き、方法等を立法化しようとするものです。集団的「自衛」権といいいながら、その概念が日本国憲法の基本理念に違背することは、歴代の内閣も、当然の前提としていたところであり、今回の閣議決定が解釈改憲であり、内閣提出の法案が違憲であると言われているゆえんでもあります。

内容の詳細をここで述べる余裕はありませんが、政府・与党は、このような立憲主義に反する解釈、違憲の立法を強引に押し進め、既に衆議院では強行採決により、法案を可決させ、さらに今月17日にも参議院で議決をはかろうとしているようです。

このような立憲主義や法の支配という民主主義の根本原則に違背する政府・与党の行動に対して、裁判官経験者の中から、山口繁元最高裁判所長官、那須晃平、濱田邦夫元最高裁判所判事などが、違憲を理由に反対意見を明確にしています。司法界からのこのような発言は、これまでのこの国の歴史に稀有のことあります。

しかし、法律を司る職に在った私たちとしては、これらの人々の意見が、単なる個人的なものではなく、法律を司ってきた者として、自ら遵守し、かつ人にも示そうとしてきた立憲主義、法の支配の価値に忠実であろうとするために、やむにやまれぬ行動であり、発言であったと支持し、共感するものです。

事態が非常に切迫している折から、このような観点を共通にする裁判官経験者の賛同を急ぎ集めて、この法案の強行採決を避け慎重な上にも慎重な審議を要望するために、この意見書を作成する次第です。

以上

(裁判官経験者名簿)

安倍晴彦、秋山賢三、浅田登美子、穴沢成巳、有満俊昭、井垣康弘、泉山禎治、
石松竹雄、石塚章夫、猪瀬俊雄、浦島三郎、大石貢二、大塚一郎、大東一雄、
奥田 孝、小栗孝夫、小野博道、小野聰子、海保 寛、梶村太市、門野 博、
加藤隆一郎、川崎和夫、木谷 明、喜多村治雄、北澤貞男、木原幹郎、光前幸一、
湖海信成、小原卓雄、小山三代治、金馬健二、坂本和夫、佐々木寅男、佐々木洋一、
塙谷国昭、下澤悦夫、鈴木経夫、杉本孝子、清田 賢、園田秀樹、武内大佳、
多田 元、田中昌弘、谷口 彰、環 直彌、田村洋三、出口治男、東條 宏、
仲戸川隆人、仲家暢彦、中村元弥、長門栄吉、丹羽日出夫、二宮征治、花田政道、
林 敏彦、平湯真人、広田富雄、福島重雄、堀内信明、三宅 陽、蓑田孝之、
宮本康昭、宮本 敦、宮本由美子、村上和之、守屋克彦、森野俊彦、安原 浩、
矢崎正彦、山口 忍、山口毅彦、若林昌子、和田忠義

以上 75 名

意見書に賛同した裁判官経験者（あいうえお順）

平成27年9月15日

(司法研修所の期・最後の任地 司法研修所第1期は1947(昭22)年入所)

安倍晴彦	(14期)	八王子	清田 賢	(18期)	大津
秋山賢三	(19期)	秋田	園田秀樹	(20期)	小田原
浅田登美子	(15期)	広島	・竹田 稔	(10期)	東京
穴沢成巳	(17期)	一関	武内大佳	(15期)	小倉
有満俊昭	(25期)	小倉	多田 元	(21期)	金沢
井垣康弘	(19期)	神戸	田中昌弘	(13期)	小田原
泉山禎治	(14期)	仙台	谷口 彰	(18期)	高松
石松竹雄	(2期)	大阪	・富岡英次	(31期)	豊橋
石塚章夫	(21期)	新潟	環 直彌	(試補)	大阪
猪瀬俊雄	(15期)	福井	田村洋三	(20期)	名古屋
浦島三郎	(22期)	姫路	出口治男	(22期)	富山
大石貢二	(12期)	高松	東條 宏	(19期)	前橋
大東一雄	(19期)	下妻	長門栄吉	(26期)	名古屋
大塚一郎	(18期)	広島	仲戸川隆人	(26期)	千葉
奥田 孝	(22期)	尼崎	仲家暢彦	(23期)	福岡
小栗孝夫	(12期)	岡山	中村元弥	(41期)	東京
小野博道	(27期)	札幌	丹羽日出夫	(22期)	名古屋
小野聰子	(21期)	千葉	二宮征治	(19期)	岡山
海保 寛	(18期)	鹿児島	花田政道	(9期)	横須賀
梶村太市	(23期)	横浜	林 敏彦	(36期)	千葉
門野 博	(22期)	東京	・原 昌子	(23期)	さいたま
川崎和夫	(23期)	金沢	広田富雄	(17期)	東京
加藤隆一郎	(13期)	東京	平湯真人	(20期)	甲府
喜多村治雄	(15期)	仙台	福島重雄	(11期)	福井
木谷 明	(15期)	東京	堀内信明	(16期)	東京
北澤貞男	(18期)	さいたま	三宅 陽	(11期)	東京
木原幹郎	(16期)	福島	蓑田孝之	(21期)	福岡
光前幸一	(29期)	八王子	宮本康昭	(13期)	熊本
湖海信成	(22期)	田辺	宮本 敦	(30期)	岡山
小原卓雄	(26期)	大阪	宮本由美子	(30期)	足利
小山三代治	(18期)	東京	村上和之	(23期)	熊谷
金馬健二	(27期)	高松	守屋克彦	(13期)	秋田
坂元和夫	(13期)	大阪	森野俊彦	(23期)	福岡
佐々木寅男	(20期)	仙台	安原 浩	(20期)	松山
佐々木洋一	(33期)	大阪	矢崎正彦	(22期)	福島
塙谷国昭	(22期)	山形	山口 忍	(17期)	千葉
下澤悦夫	(18期)	岐阜	山口毅彦	(25期)	長崎
・杉浦龍二郎	(7期)	さいたま	若林昌子	(17期)	福岡
杉本孝子	(19期)	鹿児島	和田忠義	(15期)	福岡

以上79名